

令和7年6月16日

第2回定例会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
議案第 1 号	厚真町特別職の給与に関する条例の特例条例の制定について
議案第 2 号	厚真町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
議案第 3 号	厚真町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第 4 号	厚真町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 5 号	厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 6 号	厚真町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 7 号	浜厚真野原公園サッカー場改修工事請負契約の締結について
議案第 8 号	財産の取得について
議案第 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第 10 号	令和 7 年度厚真町一般会計補正予算（第 3 号）について
議案第 11 号	令和 7 年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定補正予算（第 1 号））について
承認第 1 号	専決処分（令和 6 年度厚真町一般会計補正予算（第 19 号））の承認について
報告第 1 号	厚真町情報公開条例の運用状況の報告について
報告第 2 号	厚真町土地開発公社の業務等の報告について
報告第 3 号	予算（令和 6 年度厚真町一般会計）の繰越について
報告第 4 号	所管事務調査報告について（各常任委員会）
報告第 5 号	委員会調査報告について（新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会）
報告第 6 号	現金出納例月検査の結果報告について

議案第 1 号

厚真町特別職の給与に関する条例の特例条例の制定について

厚真町特別職の給与に関する条例の特例条例を次のように制定しようとする。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町特別職の給与に関する条例の特例条例

(目的)

第1条 この条例は、厚真町特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第2号。以下「条例」という。）の特例について必要な事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 町長の給料月額については、令和7年7月1日から令和7年8月31日までの間に限り、条例第3条に定める額に、100分の90を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和7年8月31日限り、その効力を失う。

議案第 2 号

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10号」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第28条第2項中「この章において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項中「この章において」を削り、同条第2項「この章及び第48条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

厚真町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

厚真町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の

一部を改正する条例

厚真町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (5) 特定個人情報ファイル 法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (6) 個人番号利用事務 法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第1号を第3号とし、第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人情報ファイル 法第2条第4項に規定する個人情報ファイルをいう。

第2条に次の2号を加える。

- (9) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (10) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布日から施行する。

議案第4号

厚真町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

厚真町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年6月16日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

厚真町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

厚真町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成27年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「者並びに当該事業の」を「もの及び当該」に、「希望する者」を「希望するもの」に改める。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第7条中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

第10条第3項各号列記以外の部分中「修了した者」を「修了したもの」に改め、同項第3号中「従事した者」を「従事したもの」に改め、同項第9号中「認めた者」を「認めたもの」に改め、同条第5項ただし書中「補助者」を「補助員」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附則第3条中「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「修了した者」を「修了したもの」に、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」
「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」
を
第4章 雑則（第53条）
」
に改める。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第42条第4項第1号」を「第42条第6項第1号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働

大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加え、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同省令」を「同令」に、「同号」を「同項」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第38条第2項を削る。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第9項を第11項とし、第6項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、

同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。
 - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代え

て、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同

意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附則第5条中「この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間」を「令和12年3月31日までの間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

厚真町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

厚真町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

厚真町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
第6章 雑則（第49条）」に改める。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加え、「第3号」を「以下この条」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認める」を「次に掲げる要件のいずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以

下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第8条中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第2項第3号中「家庭的保育事業等」の次に「(居宅訪問型保育事業を除く。)」を加える。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項中「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附則に次の見出し及び4条を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定

の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、この条例による改正後の厚真町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者(A型)、小規模保育事業者(B型)、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

議案第7号

浜厚真野原公園サッカー場改修工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和7年6月16日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

- 1 契約の目的 浜厚真野原公園サッカー場改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 288,420,000円
- 4 契約の相手方 北辰・森田・今多特定建設工事共同企業体
代表者 勇払郡厚真町字本郷264番2
北辰公業株式会社
代表取締役 久保 揚資
構成員 勇払郡厚真町表町110番地7
森田産業株式会社
代表取締役 松本 芳子
構成員 勇払郡厚真町本町11番地
株式会社今多建設
代表取締役 今多 信博

議案第8号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得しようとする。

令和7年6月16日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

- 1 財産の名称 タブレット端末
- 2 規格等 HP Fortis Flip G1m 11 Chromebook
台数 474台
- 3 財産の種類 動産（物品）
- 4 取得の方法 随意契約
- 5 取得金額 26,070,000円
- 6 取得の相手方 東日本電信電話 株式会社
執行役員北海道事業部長 島津 泰

議案第9号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、幌内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を次のように変更しようとする。

令和7年6月16日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

総合整備計画書

北海道 勇払郡厚真町 幌内辺地
(辺地の人口 54人、面積 151.2km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
勇払郡厚真町字幌内
- (2) 地域の中心の位置
勇払郡厚真町字幌内561番地6
- (3) 辺地度数
263点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 本事業は、町道幌内左岸線の道路改良事業である。平成30年9月6日発生の北海道胆振東部地震の際には北部地区（幌内地区）へアクセスする主要道道上幌内早来停車場線が被災を受け一時不通となり、当該路線は上幌内早来停車場線のバイパス道路として緊急車両、避難車両、一般車両の交通を支えた。本道路は1車線道路であり、車両のすれ違いができず、更に老朽化が進んでいることから、路線の拡幅改良を行いバイパス道路、北部地域の避難路として地域交通の確保に資するものである。
- ・ 観光・レク施設 ～ 本事業は、厚幌ダム建設が整備された幌内地区における、ダム周辺の有効活用を図る環境整備事業である。幌内地区においては、厚幌ダムの整備中においても本事業を推進していたが、平成30年9月6日発生の北海道胆振東部地震により厚幌ダムも被災を受け、当該事業もダムの災害復旧事業の進捗に併せて事業の延伸を行った。地震に伴い、居住者の市街地地区への移転もあったことから、本事業を進めることで地域住民の憩いの場を確保し、厚真北部地区の地域コミュニティ及びレクリエーションの活性化、生活文化水準の向上を図るため、幌内地区中心地において、敷地造成及び東屋、野外卓、トイレ等の設置により自然を活かした環境緑地の整備を行うものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和3年度から 令和7年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道 路 (幌内左岸線整備事業)	厚真町		(783,265)	(366,975)	(416,290)	(392,000)
			593,500	296,750	296,750	260,000
観光・レク施設 (幌内環境整備事業)	厚真町		379,500		379,500	379,500
合計			(1,162,765) 973,000	(366,975) 296,750	(795,790) 676,250	(771,500) 639,500

上段括弧書き：変更後、下段：変更前

報告第1号

厚真町情報公開条例の運用状況の報告について

厚真町情報公開条例の運用状況について、厚真町情報公開条例第26条規定により次のとおり報告する。

令和7年6月16日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

1 厚真町情報公開条例の運用状況（令和6年度分）

（1）公文書の公開請求件数 8件

整理 番号	請 求 年月日	請求内容	決 定 年月日	決定 区分	実施機関
1	令和6年 5月7日	土地・家屋台帳データ	令和6年 5月8日	全部公開	町 長 (住民 課)
2	令和6年 5月7日	町内の家屋の位置が確認 できるGISデータ	令和6年 5月20日	不存在	町 長 (住民 課)
3	令和6年 6月6日	上厚真市街地店舗整備事 業に係る土地・建物の契 約に関する書面	令和6年 6月18日	一部公開	町 長 (産業経 済課)
4	令和6年 8月5日	農林水産省が管轄する中 山間地域等直接支払い交 付金を、直近1年間に受 給した市町村内全ての協 定者及び事業に関する、 下記の情報がわかる公文 書または資料 ①協定名（地区の名称） ②代表者の氏名 ③交付金申請の根拠とな った経費（機材、資材、消 耗品等について、品名、型 式、金額、購入先）	令和6年 8月19日	全部公開	町 長 (産業経 済課)

5	令和6年 11月14日	①令和6年9月7日に実施された胆振東部地震厚真町追悼式について、町が式典に招待した関係者の所属や氏名などがわかる資料 ②上記の招待者が実際に参列したかどうかがわかる資料	令和6年 11月15日	全部公開	町長 (総務課)
6	令和7年 1月28日	苫東厚真風力発電事業に関して、厚真町が事業者に対して行った要請について	令和7年 1月30日	全部公開	町長 (住民課)
7	令和7年 1月28日	①住民基本台帳 ②住民基本台帳データのコード一覧(大字、小字、続柄、行政区)	令和7年 1月30日	全部公開	町長 (住民課)
8	令和7年 2月25日	令和6年度 厚真町家畜飼養状況調査 様式① 飼養状況内訳 様式② 飼養戸数及び頭羽数	令和7年 2月26日	全部公開	町長 (産業経済課)

(2) 不服申立て件数 0件

報告第2号

厚真町土地開発公社の業務等の報告について

厚真町土地開発公社から令和6年度事業報告並びに令和7年度事業計画及び資金計画の報告があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により次のとおり報告する。

令和7年6月16日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

令和6年度（決算）

事業報告書

自 令和6年 4月 1日

至 令和7年 3月31日

厚真町土地開発公社

事業報告

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

1. 一般概要

(1) 理事会

区分	事件番号	件名	議決年月日
令和6年第2回	議案第1号	令和5年度厚真町土地開発公社の決算及び事業報告について	R6. 6. 13
令和6年第3回	議案第1号	令和6年度厚真町土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の変更について	R6. 12. 2
令和7年第1回	議案第1号	令和7年度厚真町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画について	R7. 3. 24

(2) 役職員の人事

(イ) 役員

理事	近藤 泰行
〃	西野 和博
〃	寺坂 文秀
〃	大浦 眞則
〃	三國 和江
〃	橋本 豊
監事	佐藤 公博
〃	高田 芳和

(ロ) 職員

事務局長	大坪 秀幸 (兼)
主幹	江川 泰弘 (兼)
主査	永澤 宏基 (兼)

注：(兼) は町職員が兼務

2. 業務

(1) 用地取得

(公有用地)

①道路宅地及び公園等用地

地 点 上厚真15番1、上厚真129番、上厚真151番、
上厚真163番 (計4筆)

面 積 2, 193. 68m²

価 格 7, 923, 247円

②流通業務団地用地

地 点 上厚真270番1、上厚真270番5、上厚真272番1、
上厚真272番3、上厚真273番1、上厚真273番10、
上厚真412番1、共和428番9 (計8筆)

面 積 20, 392. 00m²

価 格 40, 784, 000円

(2) 用地買戻し

なし

(3) 用地処分

(公有用地)

①公園等事業用地

地 点 表町158番1、表町158番2 (計2筆)

面 積 5, 233. 00m²

価 格 3, 898, 585円

②公園等事業用地

地 点 上厚真252番13 (計1筆)

面 積 13, 105. 00m²

価 格 8, 518, 250円

③公園等事業用地

地 点 表町131番、表町135番1、表町137番1 (計3筆)

面 積 1, 026. 00m²

価 格 764, 370円

④道路用地

地 点 表町110番3 (計1筆)

面 積 1,643.65㎡

価 格 8,218,250円

⑤公園等事業用地

地 点 本郷51番2、本郷52番2、本郷233番1 (計3筆)

面 積 3,507.00㎡

価 格 2,749,860円

⑥道路および防災空地用地

表町51番19、表町110番1、表町111番、

地 点 表町113番、表町115番、表町116番1、

表町117番1、表町118番1 (計8筆)

面 積 32,307.73㎡

価 格 25,132,629円

(開発中土地)

なし

(完成土地)

豊沢分譲地 (ルーラルビレッジ)

なし

令和6年度（決算）

財 務 諸 表

厚真町土地開発公社

貸借対照表

令和7年3月31日 (単位：円)

(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金及び預金	14,993,843		
2 事業未収金	0		
3 公有用地	150,871,457		
4 完成土地等	14,681,900		
5 開発中土地	36,437,688		
流動資産合計			216,984,888
II 固定資産			
1 有形固定資産			
(1) 構築物	900,485		
減価償却累計額	850,113	50,372	
2 無形固定資産			
(1) 電話加入権		76,440	
固定資産合計			126,812
資 産 合 計			<u>217,111,700</u>
(負債の部)			
I 流動負債			
1 短期借入金		0	
流動負債産合計			0
II 固定負債			
1 長期借入金		139,743,538	
固定負債産合計			139,743,538
負 債 合 計			139,743,538
(資本の部)			
I 資本金			
1 基本財産		10,000,000	
資本金合計			10,000,000
II 準備金			
1 前期繰越準備金		67,587,332	
2 当期純利益(△当期純損失)		△ 219,170	
準備金合計			67,368,162
資 本 合 計			77,368,162
負 債 ・ 資 本 合 計			<u><u>217,111,700</u></u>

損 益 計 算 書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

I 事業収益		
1 公有地取得事業収益	49,283,783	
2 土地造成事業収益	0	49,283,783
II 事業原価		
1 公有地取得事業原価	49,281,944	
2 土地造成事業原価	0	49,281,944
事業総利益		1,839
III 販売費及び一般管理費		
1 販売費及び一般管理費		359,070
事業利益（△事業損失）		△ 357,231
IV 事業外収益		
1 受取利息	45,424	
2 雑収益	1,050,613	1,096,037
V 事業外費用		
1 支払利息		
(1) 短期借入金利息	0	
(2) 長期借入金利息	1,839	
2 草刈代行費用	956,136	957,975
経常利益（△経常損失）		△ 219,169
VI 特別利益		
1 前期損益修正益		
VII 特別損失		
1 土地評価損	0	
2 固定資産除却損	1	1
当期純利益（△当期純損失）		△ 219,170

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

I	事業活動によるキャッシュ・フロー	
	公有地取得事業収入	49,283,783
	土地造成事業収入	0
	その他事業収入	1,050,613
	公有地取得事業支出	△ 48,707,247
	土地造成事業支出	0
	人件費支出	△ 184,000
	その他の業務支出	△ 167,235
	小計	1,275,914
	利息の受取額	45,424
	利息の支払額	△ 1,839
	草刈代行費用	△ 956,136
	小計	△ 912,551
	事業活動によるキャッシュ・フロー	363,363
II	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	短期借入れによる収入	0
	短期借入金の返済による支出	△ 20,000,000
	長期借入れによる収入	54,000,000
	長期借入金の返済による支出	△ 49,281,944
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,281,944
III	現金及び現金同等物増減額	△ 14,918,581
IV	現金及び現金同等物期首残高	29,912,424
V	現金及び現金同等物期末残高	14,993,843

財 産 目 録

令和7年3月31日（単位：円）

区 分	金 額	摘 要
（ 資 産 の 部 ）		
流動資産		
現金及び預金	14,993,843	普通預金(苫小牧信金) 4,993,843 定期預金(苫小牧信金) 10,000,000
事業未収金	0	
公有用地	150,871,457	
完成土地等	14,681,900	宅地分譲地（豊沢）
開発中土地	36,437,688	上厚真地区
固定資産		
構築物	50,372	ルーラルビレッジ案内看板等（減価償却費差引額計上）
電話加入権	76,440	
資産の部 計	217,111,700	
（ 負 債 の 部 ）		
流動負債		
短期借入金	0	
固定負債		
長期借入金	139,743,538	町（土地開発基金）
負債の部 計	139,743,538	
正味財産	77,368,162	資本金 10,000,000 準備金 67,368,162

令和7年度厚真町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画について

令和7年度厚真町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画を次のように定める。

令和7年3月24日

厚真町土地開発公社理事長 近藤 泰行

事業計画

令和7年度事業計画を次のとおりとする。

- ・土地の取得・造成
なし

予算

(総則)

第1条 令和7年度厚真町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	事業収益	0千円
第1項	公有地取得事業収益	0千円
第2項	土地造成事業収益	0千円
第2款	事業外収益	1,001千円
第1項	受取利息	1千円
第2項	雑収益	1,000千円
収入合計		1,001千円

支出

第1款	事業原価	0千円
第1項	公有地取得事業原価	0千円
第2項	土地造成事業原価	0千円
第2款	販売費及び一般管理費	999千円

第1項	販売費及び一般管理費	999千円
第3款	事業外費用	1,000千円
第1項	支払利息	0千円
第2項	草刈代行費用	1,000千円
第4款	予備費	300千円
第1項	予備費	300千円
支出合計		2,299千円
(収益的収入支出差引額)		△1,298千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	資本的収入	
第1項	公社債及び長期借入金	0千円
第2項	短期借入金	0千円
収入合計		0千円

支出

第1款	資本的支出	
第1項	公有地取得事業費	0千円
第2項	土地造成事業費	0千円
第3項	公社債及び長期借入金償還金	0千円
第4項	短期借入金償還金	0千円
第5項	予備費	0千円
支出合計		0千円

(借入金)

第4条 長期借入金及び短期借入金の合計額の限度額は、厚真町からの借入金を除き、300,000千円と定める。

資金計画

令和7年度の資金計画は、次のとおりと定める。

受入資金

区 分	金 額
公有地取得事業収益	0千円
土地造成事業収益	0千円
事業外収益	1,001千円
借入金	0千円
前年度繰越金	47,638千円
計	48,639千円

支払資金

区 分	金 額
公有地取得事業費	0千円
土地造成事業費	0千円
借入金償還金	0千円
販売費及び一般管理費(減価償却費を除く)	999千円
事業外費用及び予備費	1,300千円
計	2,299千円